

標準貨物軽自動車運送約款

目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第二章 利用運送業務等
 - 第一節 運送の引受け（第三条—第十条）
 - 第二節 積付け、積込み又は取卸し（第十一条）
 - 第三節 貨物の受取及び引渡し（第十二条—第十五条）
 - 第四節 事故（第十六条・第十七条）
 - 第五節 料金（第十八条—第二十二条）
 - 第六節 責任（第二十三条—第三十一条）
- 第三章 附帯業務等（第三十二条）
付保（第三十三条）

第一章 総則

（事業の種類）

第一条 当店は、貨物軽自動車運送事業を行います。

2 当店は、前項の事業に附帯する事業を行います。

（適用範囲）

第二条 当店の経営する貨物軽自動車運送は、この約款の定めるところにより、この約款に定めのない事項については、法令又は一般の慣習によります。

2 当店は、前項の規定にかかわらず、法令に反しない範囲で、特約の申込みに応じることができます。

第二章 運送業務等

第一節 運送の引受け

（受付方法）

第三条 当店は、ウェブホームページの問い合わせフォームからの受付と担当者のメールアドレスへの受付により運送の内容を確認いたします。

（貨物の種類及び性質の確認）

第四条 当店は、運送の申込み可能な貨物を、コンピュータサーバと周辺機器及びその付属品に限ります。上記以外の物品の運送の受付はいたしません。

（見積提示と注文書）

第五条 当店は、運送の内容に応じた見積書を荷送人に提出後、希望集配日時で当店が対応可能な場合に限り、荷送人は注文書を送付することができます。

（引受拒絶）

第六条 当店は、次の各号の一に該当する場合には、利用運送の引受けを拒絶することができます。

- 一 当該運送の申込みが、この約款によらないものであるとき。
- 二 当該運送の申込み時に、当店が業務上対応不可能な場合。
- 三 当該運送に関し、申込者から特別の負担を求められたとき。
- 四 当該運送が、法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであるとき。
- 五 天災その他やむを得ない事由があるとき。

（貨物内容・発着地・付帯業務の確認）

第七条 荷送人は、当店の請求があったときは、次の事項を事前に知らせなければなりません。

- 一 貨物（コンピュータサーバと周辺機器に限る）のモデル名・個数および付属品の内容
- 二 集貨先及び配達先又は発送地及び到達地
- 三 荷送人及び荷受人の氏名又は商号並びに住所及び電話番号
- 四 依頼する付帯業務の内容

（運送の扱種別）

第八条 当店は、チャーター運送車両による貸切運送のみを受け付けます。

(荷造り)

第九条 荷送人は、コンピュータサーバ機器および周辺機器を弊社の精密機器用専用箱を利用せず運送する場合、製品の元箱に準る梱包箱に入れ、内部に緩衝材等を入れ工場出荷状態に準ずる梱包状態にしなければなりません。

- 2 当店は、貨物の荷造りが十分でないときは、当店のサーバ機器用専用箱で梱包するか、必要な荷造りを要求し、荷送人はその要求に応じなければなりません。

(外装表示等)

第十条 荷送人は、貨物の外装に次の事項を見やすいように表示しなければなりません。ただし、当店が、必要がないと認めた事項については、この限りではありません。

一 品名または機器モデル名

二 個数

- 2 荷送人は、当店が認めたときは、前項各号に掲げる事項を記載した荷札をもって前項の外装表示に代えることができます。

第二節 積付け、積込み又は取卸し

(積付け、積込み又は取卸し)

第十一條 貨物の積付けと取卸しは、当店の責任においてこれを行います。

第三節 貨物の受取及び引渡し

(受取及び引渡しの場所)

第十二条 当店は、通知された集貨先又は発送地において荷送人又は荷送人の指定する者から貨物を受け取り、通知された配達先又は到達地において荷受人又は荷受人の指定する者に貨物を引き渡します。

(管理者等に対する引渡し)

第十三条 当店は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる者に対する貨物の引渡しをもって荷受人に対する引渡しとみなします。

- 一 荷受人が引渡先に不在の場合には、その引渡先施設における担当者又はこれに準ずる者

(指図の催告)

第十四条 当店は、荷受人を確知することができない場合は、遅滞なく、荷送人に對し、相当の期間を定め、その貨物の処分につき指図することを催告することができます。

- 2 当店は、荷受人が、貨物の受取を拒み、又はその他の理由によりこれを受け取ることができない場合は、遅滞なく、荷受人に對し、相当の期間を定め、その貨物の受取を催告し、その期間経過の後、さらに荷送人に對し、前項に規定する指図と同じ内容の催告をすることがあります。

(引渡不能の貨物の寄託)

第十五条 当店は、荷受人を確知することができない場合には、荷受人の費用でその貨物を倉庫営業者に寄託することができます。

- 2 当店は、前項の規定により貨物の寄託をしたときは、遅滞なく、その旨を荷送人又は荷受人に対して通知します。

第五節 事故

(事故の際の措置)

第十六条 当店は、次の場合には、遅滞なく、荷送人に對し、相当の期間を定め、その貨物の処分につき指図を催告します。

- 一 貨物の著しい滅失、損傷その他の損害を発見したとき。
 - 二 初日の運送経路又は運送方法によることができなくなったとき。
 - 三 相当の期間、当該運送を中断せざるを得ないとき。
- 2 当店は、前項各号の場合において、指図をまつといとまがないとき又は当店の定めた期間内に前項の指図がないときは、荷送人の利益のために、当店の裁量によって、当該貨物の運送の中止若しくは返送又は運送経路若しくは運送方法の変更その他の適切な処分をすることがあります。
 - 3 第一項の規定による指図には、前条の規定を準用します。

(事故証明書の発行)

第十七条 当店は、貨物の全部滅失に関し証明の請求があったときは、その貨物の引渡期間の満了の日から一月以内に限り、事故証明書を発行します。

- 2 当店は、貨物の一部滅失と損傷に関し、その数量、状態又は引渡しの日時につき証明の請求があったときは、事故証明書を発行します。

第六節 料金

(料金)

第十八条 料金の総額並びにその適用方法は、見積書に記載のとおりとします。

(料金の収受方法)

第十九条 当店は、見積書に記載の料金を末日締め・翌月末日の現金振込にて収受します。

2 前項の場合において、荷送人が現金支払いを希望する場合は荷受け時に収受します。

(積込料又は取卸料)

第十九条の二 当店は、貨物の積込み又は取卸しを含んだ見積書を荷送人に提出します。

(待機時間料)

第十九条の三 当店は、車両が貨物の発地又は着地に到着後、荷送人又は荷受け人の責により待機した時間(荷送人又は荷受け人が貨物の積込み若しくは取卸し又は第四十九条第一項に規定する附帯業務を行う場合における待機した時間を含む。)に応じて、当店が別に定める料金を収受することがあります。

(延滞料)

第二十条 当店は、振込期限日までに、荷送人又は荷受け人が運賃、料金等を支払わなかったときは、振込期限日の翌日から運賃、料金等の支払を受けた日までの期間に対し、年利十四パーセントの割合で、延滞料の支払を請求することができます。

(運賃請求権)

第二十一条 当店は、貨物の全部又は一部が天災その他やむを得ない事由により滅失し、若しくは相当程度の損傷が生じたとき又は当店が責任を負う事由により滅失したときは、当該滅失し、又は損傷を生じた貨物に係る運賃、料金等を請求しません。この場合において、当店は既に運賃、料金等の全部又は一部を收受しているときは、これを払い戻します。

2 当店は、貨物の全部又は一部がその性質若しくは欠陥又は荷送人が責任を負う事由によって滅失したときは、運賃、料金その他の費用の全額を收受します。

(中止手数料)

第二十二条 当店は、注文書に記載の集荷日より5日前以降に運送の中止の指図に応じた場合には、荷送人の責任とされるべきでない事由によるときを除いて、中止手数料を請求します。

第七節 責任

(責任の始期)

第二十三条 当店の運送についての責任は、貨物を荷送人から受け取った時に始まります。

(責任と举証)

第二十四条 当店は、貨物の受取から引渡しまでの間にその貨物が滅失し若しくは損傷し、若しくはその滅失若しくは損傷の原因が生じ、又は貨物が延着したときは、これによって生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当店が、自己又は使用人その他利用運送のために使用した者が貨物の受取、引渡し、保管及び運送について注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りではありません。

(荷送人の申告等の責任)

第二十五条 当店は、貨物の内容を容易に知ることができないものについて、荷送人の申告等により運送受託書、貨物発送通知書等に品名、品質、重量、容積又は価額を記載したときは、その記載について責任を負いません。

(記載不完全等の責任)

第二十六条 当店は、外装表示等の記載又は荷送人の申告が不実又は不備であったために生じた損害については、その責任を負いません。

(免責)

第二十七条 当店は、次の事由による貨物の滅失、損傷、延着その他の損害については、損害賠償の責任を負いません。

- 一 当該貨物の欠陥、自然の消耗
- 二 当該貨物の性質による発火、爆発、むれ、かび、腐敗、変色、さびその他これに類似する事由
- 三 同盟罷業、同盟怠業、社会的騒擾その他の事変、強盗

- 四 不可抗力による火災
- 五 地震、津波、高潮、大水、暴風雨、地すべり、山崩れ等その他の天災
- 六 法令又は公権力の発動による運送の差止め、開封、没収、差押え又は第三者への引渡し
- 七 荷送人又は荷受人の故意又は過失

(責任の特別消滅事由)

- 第二十八条 当店の貨物の一部滅失又は損傷についての責任は、荷受人が異議をとどめないで貨物を受け取ったときは、消滅します。ただし、貨物に直ちに発見することのできない損傷又は一部滅失があった場合において、貨物の引渡しの日から2日間以内に当店に対してその通知を発したときは、この限りではありません。
- 2 前項の規定は、貨物の引渡しの当時、当店がその貨物に一部滅失又は損傷があることを知っていたときは、これを適用しません。

(損害賠償額)

- 第二十九条 貨物に全部滅失があった場合の損害賠償の額は、その引渡しがされるべき地及び時における貨物の価額によって、これを定めます。
- 2 貨物に一部滅失又は損傷があった場合の損害賠償の額は、その引渡しがされるべき地及び時における引き渡された貨物の価額と一部滅失又は損傷がなかったときの貨物の価額との差額によってこれを定めます。
- 3 第三十三条第一項の規定により、貨物の滅失又は損傷のため荷送人又は荷受人が支払うことを要しない運賃、料金等は、前二項の賠償額よりこれを控除します。
- 4 第一項及び第二項の場合において、貨物の価額又は損害額について争いがあるときは、公平な第三者の鑑定又は評価によりその額を決定します。

- 第三十条 当店は、前条の規定にかかわらず、当店の悪意又は重大なる過失により貨物の滅失、損傷を生じたときは、一切の損害を賠償します。

(除斥期間)

- 第三十一条 当店の責任は、貨物の引渡しがされた日（貨物の全部滅失の場合にあっては、その引渡しがされるべき日）から180日以内に裁判上の請求がされないときは、消滅します。
- 2 前項の期間は、貨物の滅失等による損害が発生した後に限り、合意により、延長することができます。

第三章 附帯業務等

(附帯業務等及び附帯業務料)

- 第三十二条 当店は、貨物の梱包、指定場所からの搬出、指定場所への搬入、開梱、梱包資材処分、機器の取外し・機器の設置・ケーブル離線・配線・ラベル貼り等の業務（以下「附帯業務」という。）を引き受けた場合には、当店が別に定める料金を收受し、当店の責任においてこれを行います。
- 2 附帯業務等については、別段の定めがある場合を除き、性質の許す限り、第二章の規定を準用します。

(付保)

- 第三十三条 運送の申込みに際し、当店は輸送保険及び作業中の保険を自動付帯し、料率その他に関する事項は、見積書送付時に提示します。

以上

株式会社エスエムピーシー
サーバートランスポーティ